



### 虐待を受けた子どもの医療的ケアと支援について



児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える極めて深刻な問題です。平成29年度に児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は、13万3000件を超え、児童虐待により児童が死亡するなど、深刻な事態が続いており、昨年7月、国は緊急総合対策を打ち出し本県でも児童虐待防止対策に総力を挙げています。今年19日には国会で防止策強化

を目的に児童福祉法等改正法が可決成立したところです。

一方、児童虐待への関心が高まる中、子どもたちが保護された後についてはほとんど知られていません。一時保護を受けた子どもたちは親元へ戻ることが難しい場合、児童養護施設、里親、児童心理治療施設などの児童福祉施設に入所することになりますが、虐待を受けた子どもたちの多くはトラウマ（心的外傷）など後遺症に苦しんでいる現状があります。

児童精神科医の杉山登志郎・浜松医科大学特任教授は「虐待は、子どもの成長に重大な影響を及ぼすリスクが高い」と警鐘を鳴らしています。あいち小児保健医療総合センターで平成13年から10年間にわたり、虐待を受けた18歳以下の子どもの調査結果から、約5割が、人格が変わったり幻覚症状が出た

りする解離性障害、約4割が感情を抑えられなくなったり人間関係を築けなくなったりする反応性愛着障害と約8割の子どもに発症がみられたことから、虐待を受けた子どもたちに医療的ケアが必要であると指摘しています。

私は平成26年2月の一般質問で虐待を受けた子どもの医療的ケアの必要性和、県内唯一の児童心理治療施設である県立筑後いずみ園の医療体制を強化すべきであるとただしました。その後平成28年4月筑後いずみ園は民間に移譲されましたが、虐待を受けた子どもたちの医療的ケアはその後、本県で対応ができているのか、先日、改めて民営化された筑後いずみ園を視察しました。

児童心理治療施設とは、児童福祉法に基づく子どもの入所及び通所施設で、家族関係など環境上の理由により社会生活への適応が困難になった子どもたちへの心理治療と生活指導を担っています。児童養護施設は全国に600か所以上ありますが、児童心理治療施設は全国に51か所しかない専門性の高い施設で、県内には唯一筑後いずみ園があります。

平成28年4月福岡県から「社会福祉法人風と虹」に民間移譲され、福岡県全域から、時には県を超えて、心理的な治療や教育が必要な6歳から18歳の児童が児童相談所の措置により入所しています。定員は入所50名に対して現在満杯であり、入所児童の83%は被虐待児で、感情統制の難しい子供たち、対人関係上の問題を抱える子供たち、自尊感情の乏しい子供たちを受け入れ、約2年間の心理治療を行っています。

現在の筑後いずみ園の特色は、①医師や心理療法士など多職種の専門家によるチーム治療を行っていること。②治療プログラムに優れていること。③小グループのユニット制をとり家庭に近い環境を提供しており、学術的な取り組みも行う中、全国から高く評価されています。敷地内に筑後市立水田小学校分校、筑後中学校分教室が併設され、素晴らしい環境の中で子どもたちは喜々として学んでいました。子どもたちにとって施設全体が治療の場であり、すべての活動が治療となっています。その結果、民営化前の入所者数は半分程度だったのが、民営化から3年2か月、満杯が続いています。

しかしながら、一つ大きな課題を抱えていました。それは治療を終え退所できる子どもたちの行く場所がないことです。その結果、新たに治療が必要な子どもの入所を打診されても断らざるを得ないのが現状となっています。

治療については、精神科病院の児童思春期病棟も想定されますが、保護者と

主治医の契約による医療保護入院の場合、虐待をした保護者が家へ連れて帰ると言えば返さなければなりません。児童心理治療施設の場合は、児童福祉法 28 条や家裁の審判により親の同意が得られなくても施設に措置することができ、虐待を受けた児童にとって必要不可欠な施設となっています。

まず、平成 30 年度における本県の児童相談所における児童虐待の対応件数及び、児童養護施設に入所している児童のうち、虐待を受けた児童数をお聞きします。

筑後いずみ園では、児童相談所から、入所打診があっても、現在、受け入れ枠がないため、新たに児童の入所ができないのが現状です。児童相談所の一時保護所、児童養護施設に、筑後いずみ園での治療が必要だが待機している児童は何名いるのか、そうした児童にはどのように対応されているのか、お聞きします。

児童心理治療施設での治療までは必要がない児童養護施設入所児童に対して、施設での心のケア体制はどのようになっているのか、お答えください。あわせて、心のケアが必要な児童のうち、虐待を受けた児童がどれくらいいるのか、お示し下さい。

次に、筑後いずみ園で治療が終えた児童については、家庭に帰るか、児童養護施設等に措置変更されると思いますが、実態はどのようになっているのでしょうか。また、児童心理治療施設から児童養護施設等への措置変更は難しいと聞いていますが、児童養護施設へ措置変更される場合の課題はあるのでしょうか。

前述の、杉山登志郎教授は、子どもに安心できる場が提供されて初めて被虐待児の治療が可能となると言われています。本県は、筑後いずみ園という、社会資源を持つことができました。しかしながら、被虐待児のケアの場は主として児童養護施設によって担われているのが現状です。

厚生労働省は、平成 29 年に取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」の中で、子どもは家庭で健やかに養育されることが原則としつつ、家庭における養育が困難な場合には、子どもが家庭的環境で養育されるよう、小規模ケアや、専門職による迅速な対応ができるよう児童養護施設の高機能化を行うこととしています。

そこで質問ですが、「新しい社会的養育ビジョン」にあるように、児童養護

施設の高機能化すべきと提案しますが、知事の考えをお聞きします。

次に、母子保健施策を通じた児童虐待の未然防止対策について伺います。妊娠期からの支援は重要で、妊娠の届け出や乳幼児健康診査が妊産婦と接触する機会となります。悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげるなど、児童虐待の未然防止の取り組みに対策を講じるべきです。本県では母子保健施策を通じ、どのように児童虐待の未然防止に取り組まれているのか、伺います。

子どもを虐待した親自身も子どもの頃に虐待されていた事例が多く報告されています。児童虐待を根絶させるために虐待の世代間連鎖を断ち切る手立てを早急に講じるべきです。公明党の代表質問で、知事は、子育て世代包括支援センターの設置について、未設置の市町村に対し引き続き働きかけていく、と答弁されましたが、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行い、県の関係機関が一丸となって、虐待防止対策に取り組まれることを強く要望します。

#### 【知事の答弁】

県の児童相談所が、筑後いずみ園での治療が適当であると判断したものの、入所させることができなかった事例は、今年2月までなかった。

3月以降は、定員に空きがないことから、2名の児童の入所が困難となっている。これらの児童については、現在、医療機関に入院し、必要な治療を行っているが、他県の児童心理治療施設等への入所も含めて、児童相談所において、関係機関と調整を行っているところである。

県が所管する全ての児童養護施設においては、心理療法担当職員が配置されている。これらの職員は、集団の中での行動観察やカウンセリング、箱庭療法、遊戯療法などを通じ、虐待を受けた児童の心のケアに取り組んでいる。

この心理療法担当職員が心のケアを行っている児童数は平成30年4月1日現在で183人であり、そのうち約7割が虐待を受けている。

筑後いずみ園を退所した児童は、民間移譲した平成28年度から30年度までに14人である。内訳は、11名が児童の家庭に戻り、ファミリーホーム、児童自立支援施設への措置変更がそれぞれ1名、障がい者支援施設への入所が1名となっており、児童養護施設に措置変更された児童はいない。

児童心理治療施設で心理治療を終えた児童のうち、家庭等での養育が困難で、

虐待により心に深い傷を負った児童は、退所後の生活環境の変化が状態の悪化を招くことがある。

その場合、児童養護施設において、心理職や医師による、きめ細かなケアが行われる必要があるが、この体制が整っている児童養護施設が少ないといった課題がある。

平成 29 年 8 月に国が取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭での養育や里親委託が難しい場合は、児童養護施設や乳児院といった施設において、養育することとされている。

また同ビジョンでは、こうした施設においては、

- ①精神疾患などを抱える児童に対し、迅速な専門的ケアを行うため、心理職、医師、看護師を配置することや、② 家庭的な環境で養育するため、生活単位をこれまでの児童 8 人から最大 4 人とする事
- など、施設の高機能化が示された。

これを進めるため、現在、県では児童養護施設へのヒアリング、有識者や虐待を経験された方などの意見を聴取しながら、計画期間を 10 年とした「福岡県社会的養育推進計画」の今年度中の策定に向け、取り組んでいる。

今後は、この計画に基づき、国の支援制度の活用を図りながら、児童養護施設の高機能化を進める。

### 【福祉労働部長の答弁】

両政令市を含めた、県内の児童相談所が平成 30 年度に対応した児童虐待の件数は、6,908 件であり、過去最高となっている。

また、県内の児童養護施設に入所している児童数は、平成 30 年 3 月 1 日現在、1,113 人で、そのうち虐待を受けた児童数は、511 人、約 5 割となっている。

### 【知事への要望】

筑後いずみ園で治療を終えた児童の受け入れ、措置が難しいのが 児童養護施設の現状であります。国のビジョンに基づいて、速やかに、県として専門職の配置を進め、各児童養護施設が高機能化を早急に進めるように、強く働きかけていただきたい。

知事におかれましては、現在、児童虐待防止対策に総力を挙げておられますが、同じエネルギーを使って、虐待を受けた児童の心のケア、支援について、取り組んでいただきたい。

虐待については悲しいことに連鎖すると言われていますが、虐待を受けた児童にきちんと治療を行い、自立できるまで支援を続けることが、次世代の連鎖を断ち切ることにもつながると確信します。